

ば 馬 符

種 別	小松市指定文化財 有形民俗文化財
指定年月日	昭和46年11月2日
所 在 地	那谷町（那谷寺）

馬符とは、中国で用いられた、公用の使者が馱で馱馬を要求するための証書である。

この馬符は、前田利常が那谷寺に奉納したものと伝えられる。中国・明の弘治14年に作成されたもので、日本では文亀元年（1501）にあたる。当時日明貿易は行なわれていたが、利常の手に渡った経緯は不明である。

表面の縁は唐桑^{からくわ}でできており、四隅と上部の金具は明七宝^{みんしっぽう}⁽¹⁾である。馬符の上下の地や風帯⁽²⁾、馬符の周囲の中回し^{ちゅうまわ}には上質の織物が使用され、それぞれ菊二重蔓^{きくふたえづる}や七宝^{しっぽう}、雲竜文などの吉祥文が描かれている。また裏面には裏張りがなされ、渋塗^{しぶぬり}⁽³⁾が施される。

馬符は、中央に馬の絵を配し、その右に「馱の役人はこの符を持つ使者の求めに応じて馬を供給しなくてはならず、違反すれば罰する」という旨の文が、左には年月日が記される。馬の絵、文字は、どちらも織り込まれたものである。月日の記入は無く、未使用と思われる。

豪華絢爛な装飾で美術的にも価値は高く、また交通史の資料としても重要なものであるといえる。

- (1) 七宝：金属製の下地に釉薬で彩色したもの。
- (2) 風帯：懸軸で上部から垂らされる2本の細長い布。
- (3) 渋塗：柿渋を塗る技法。柿渋には防腐効果がある。

